

【記載例】 転勤により新勤務先で特別徴収を継続する場合

令和元年度 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出していただきます。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

福島県南相馬市長 令和元年12月25日 提出(注1)		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 フリガナ エトマチ 名称(氏名) 株式会社 本町 代表者の職氏名印 代表取締役 本町三郎 (印) 個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	特別徴収義務者 指定番号 0 3 8 4 1 2 3 4 5 6	所属 総務課給与係 氏名 原町次郎 電話 0244-24-5226	
給与所得者 フリガナ ミナミノウマイチロウ 氏名 南相馬一郎 生年月日 T・S・H 2年4月1日 個人番号(注2) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1月1日現在の住所 〒979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地 現在の住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 125,000 (イ) 徴収済額 円 73,000 (ウ) 未徴収税額 円 52,000	異動年月日 元 12 月 31 日	異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収	1月1日から退職時までの給与支払総額 円 控除社会保険料額 円

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注3)	異動者印	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 [上記(ウ)と同額]
年 月 日 申出		月 日	円	円 (月分 (月日納期限) で納入します)
2. 1月1日以降に退職(注4)				

- (注1) 異動のあった月の翌月9日(その日が土日祝日に該当するときは直前の平日)正午までにこの届出書を提出してください。
- (注2) 個人番号を必ず記入してください。
- (注3) 12月31日以前の退職者について、なるべく一括徴収をお願いします。退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします。
- (注4) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書(欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。)

月割額 10,400 円を 1 月分から徴収し納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒979-2392 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目1番地 フリガナ ニシマチ 氏名又は名称 西町 有限会社 代表者の職氏名印 代表取締役 西町花子 (印) 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	特別徴収義務者 指定番号(注5)	所属 人事グループ 氏名 鹿島太郎 電話 0244-46-2113
------------------------------------	--------------------	---	---------------------	--

(注5) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。

※市記入欄	指定番号	転勤先指定番号	異動区分	異動事由	徴収済月	変更月・期	処理	現年度	新年度
			1 2 6						